

遺留金等に関する実態調査
結果報告書

令和5年3月

総務省行政評価局

前 書 き

令和4年版高齢社会白書によると、我が国の65歳以上人口は、平成6年には総人口の14%を超え、令和3年10月1日現在、28.9%に達し、いわゆる超高齢社会が到来している。65歳以上の一人暮らしの者は男女ともに増加傾向にあり、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となっている。また、自治会、町内会等への加入率の低下など地域コミュニティの希薄化も進んでいる。

死亡人の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）又は墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき、死亡地の市区町村（長）が埋火葬を行い、その費用については、まずは死亡人の遺留金等を充て、次に相続人等の弁償を求めるが、それでも不足するときは、指定都市及び中核市の場合は当該市が、それ以外の場合は当該市区町村が属する都道府県が負担することとされている。

また、葬祭を行う扶養義務者等が困窮している場合や第三者が被保護者等の葬祭を行う場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、保護の実施機関（福祉事務所設置地方公共団体の長）が葬祭扶助を行うことになっている。

家族や地域のつながりの希薄化を背景に、このような事例は増加していくことが見込まれる。

葬祭費用に充てても遺留金等が残った場合には、その遺留金等を相続人に引き渡すことになるが、引き取られない場合は市区町村等が保管している。令和2年3月に当省が公表した「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査」でも、市区町村がこうした死亡人の埋火葬後に残った遺留金等の処理や保管に苦慮していることを把握した。

一方、厚生労働省では、令和2年12月、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）を改正し、保護費（葬祭扶助）に充てた後の残余の遺留金等の処理に当たり弁済供託の活用を可能とするとともに、同省及び法務省は、令和3年3月、市区町村等における遺留金等の取扱事務の円滑化に資する観点から、身寄りのない人が亡くなった場合の対応、預貯金も遺留金に含まれることの明確化、相続財産管理制度・弁済供託制度の活用の流れ等をまとめた「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」を策定し、都道府県及び市区町村に周知した。

本調査は、手引発出前後の市区町村等における遺留金等の実態や支障例・工夫例等を把握し、遺留金等の処理や保管に係る市区町村等の負担軽減に向けた課題等を整理することを目的として実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等.....	1
第2 調査結果.....	2
1 本調査の対象範囲.....	2
2 調査手法.....	6
3 引取者のない死亡人の発生状況等.....	7
(1) 引取者のない死亡人の発生状況.....	7
(2) 引取者のない死亡人に係る市区町村の業務実施体制.....	9
(3) 相続人等調査の実施状況.....	10
4 葬祭費用への費用充当.....	15
(1) 葬祭費用の範囲、遺留金の充当.....	15
(2) 葬祭費用に充当するための預貯金の引き出しの実施状況.....	19
(3) 葬祭費用に充当するための遺留物品の売却の実施状況.....	28
(4) 都道府県から一般市区町村への葬祭費用の不足分に係る弁償の実施状況.....	31
5 残余遺留金品の処理.....	37
(1) 残余遺留金の発生状況等.....	37
(2) 相続財産管理制度.....	42
(3) 残余遺留金の弁済供託.....	48
(4) 残余遺留物品の弁済供託.....	55
6 残余遺留金品の保管等.....	58
(1) 残余遺留金の保管等の状況.....	58
(2) 残余遺留物品の保管等の状況.....	64
(3) 遺骨の保管状況.....	72